

16. 理学療法士等の訪問について

訪問看護ステーションからの理学療法士等による訪問看護は、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりにさせる訪問です。

理学療法士等が実施した看護(看護業務の一環としてのリハビリテーションを含む)の情報を看護職員と理学療法士等が共有するとともに、訪問看護計画書及び訪問看護報告書について連携して作成します。

そのため、訪問看護サービスの利用開始時や利用者の状態の変化等に合わせた定期的な看護職員による訪問を概ね1～3か月毎に行い、利用者の状態について適切に評価を行います。

事業者は、以上の重要事項につき説明し、利用者はこれに同意した。また、交付を受けました。

(事業者説明者)

(利用者)

(利用者代理人)

}

署名は第9の署名欄へ